



事 務 連 絡

平成 29 年 1 月 6 日

都道府県 看護行政担当者 様

厚生労働省医政局看護課

看護サービス推進室

看護師の特定行為研修シンポジウムの開催について（協力依頼）

看護行政の推進については、日頃よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

看護師の特定行為に係る研修制度（以下「本制度」という。）については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）において、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）の一部が改正され、平成 27 年 10 月 1 日から施行されております。

本制度は、看護師が手順書により行う特定行為を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことを目的としております。

この度、本制度の周知を図ることを目的に、別添のとおり「看護師の特定行為研修シンポジウム」を開催することといたしました。つきましては、貴管内の関係者各位へポスターの配布等の情報提供をいただくなど、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

なお、当該シンポジウムの開催については、別記、関係団体等あてにお知らせをしておりますことを申し添えます。

（別添）

- ・ 看護師の特定行為研修シンポジウム開催要綱
- ・ ポスター

『看護師の特定行為研修シンポジウム』

（参考）

- ・ 開催要綱・ポスター掲載先

厚生労働省ウェブサイト URL：

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147691.html>

< 問合せ先 >

厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室

金原（内線4178）・草間（内線4173）

電話：03-5253-1111（内線4178）





## 看護師の特定行為研修シンポジウム開催要綱

1. 日時 平成 29 年 3 月 2 日（木） 10 時～12 時
2. 会場 三田共用会議所 講堂
3. 主催 厚生労働省
4. 目的 特定行為に関する看護師の研修制度の推進の一環としてシンポジウムを開催し、制度の趣旨を周知するとともに、関係者がそれぞれの役割を理解することを目的とする。
5. プログラム
  - 9 : 30 受付開始
  - 10 : 00 開会
  - 10 : 05 情報提供  
平成 28 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）  
「看護師による特定行為の提供活性化に向けた、特定行為研修の受講ニーズの評価」  
京都大学医学部附属病院診療報酬センター 副センター長 加藤源太
  - 10 : 15 シンポジウム  
話題提供  
「指定研修機関となった経緯と役割」  
美原記念病院 看護部長 高橋陽子  
「看護管理者が考える、特定行為研修修了者の役割  
～利用者の声から思うこと～」  
訪問看護ステーション愛美園 所長 中島由美子  
「特定行為研修修了者と協働しての期待する役割」  
新小山市民病院 副院長 大谷賢一  
「特定行為研修制度に係る福島県の取り組み」  
福島県保健福祉部医療人材対策室専門保健技師 阿蘇 ゆう
  - 11 : 05 休憩
  - 11 : 20 パネルディスカッション  
テーマ：地域のニーズに応じた看護師による特定行為の提供に向けて  
コーディネーター：春山早苗（自治医科大学看護学部 学部長）  
パネリスト：高橋陽子（美原記念病院 看護部長）  
中島由美子（訪問看護ステーション愛美園 所長）  
大谷賢一（新小山市民病院 副院長）  
阿蘇 ゆう（福島県保健福祉部医療人材対策室専門保健技師）
  - 12 : 00 閉会
6. 対象者 病院、診療所、訪問看護ステーション及び介護施設等に勤務する者、都道府県看護行政担当者等

## 7. 参加申し込みについて

### 1) 申込締切日

平成 29 年 2 月 17 日（金）16 時

### 2) 申込方法

参加ご希望の方は、個人単位で電子メール（E-mail）にて事前申込をお願いいたします。下記の①～④の全ての項目をメール本文に明記し、締切日時までに送信してください。添付ファイルでのお申込は、ご遠慮いただきますようお願いいたします。送信先：ns-tokutei@mhlw.go.jp

① 氏名

② 所属施設名

③ 所属施設住所

④ 連絡先（電話番号）

### 3) その他

・参加費は無料

・お申込にあたっての個人情報、厚生労働省で管理し、今回のシンポジウム運営以外の目的に使用することはありません。

・定員は、350 名を予定しています。お申込は先着順となり、1 施設 3 名までとします。

・お申込のメールをいただいた方全員に、確認メールの返信をさせていただきます。電子メールを送信後 1 週間を経過しても確認メールの着信が無い場合は、厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室までご連絡下さい。

電話：（平日 9:30～17:00）

03-5253-1111（内線 4178） 担当 金原